北朝鮮による核・ミサイル問題及び日本人拉致問題の早期解決を求める 意見書(案)

北朝鮮は、我が国を初め、国際社会からの度重なる自制要請を無視し、今年に入ってから 10 回にも及ぶ弾道ミサイルの発射を強行している。これまで繰り返されてきたミサイル発射や核実験等の一連の行動は、国連安全保障理事会の決議に明らかに違反しており、国際社会の平和と安定を著しく損なう許し難い暴挙であるとともに、我が国の安全保障に対する重大な脅威である。

特に、7月4日にも弾道ミサイルが日本海の我が国の排他的経済水域内に着弾したことは、本県の漁船や船舶が日本海で多数航行していることや原子力発電所が本県に多数立地していることなどを鑑みれば、大惨事につながりかねない極めて危険な事態であったと認識せざるを得ず、断じて容認できるものではない。

また、北朝鮮は、拉致した多くの我が国民を不法に抑留し続けており、数十年も自由を奪われている被害者本人と帰国を待つ家族の忍耐は、もはや限界を超えている。政府は、全ての被害者の安全確保と早急な帰国を最優先課題とし、あらゆる方策を講じて拉致被害者全員の早急な帰国を実現させるべきである。

よって、国においては、下記の事項について、全力を尽くして取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国際社会との連携を一層密にし、北朝鮮に対して、国連安全保障理事会決議の順守を平和的に働きかけるとともに、我が国独自の制裁を徹底し、北朝鮮における核・ミサイル問題の早急な解決を図ること
- 2 漁業操業などにおける北朝鮮のミサイル発射等に係る情報の迅速な連絡体制の構築等の安全確保対策に取り組むとともに、万が一、国民・県民の生命や財産に被害が及んだ場合には、責任を持って救済策を講じること
- 3 あらゆる手段を通じ、日本人拉致問題の早期解決を図り、拉致被害者の一日も早い救出を実現すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 7 月 11 日